

市	都	街	商	公
(1)	(2)	(2)	(3)	

## 街路事業

### 1. 支援策の概要

都市内交通の円滑化や市街地の形成等を図る街路等の整備に対して支援を行います。

### 2. 支援策の内容

#### (1) 事業主体

都道府県、市町村

#### (2) 補助対象

中心市街地へのアクセスの向上又は中心市街地内の歩行者空間の創出や移動の利便性・快適性の向上等により中心市街地の活性化に資する以下の事業であり、その全部または一部が中心市街地の区域内に存するもの。

- ・ 中心市街地へのアクセスを向上させる幹線街路の整備
- ・ 交通結節点の整備
- ・ 公共交通機関を支援する街路の整備
- ・ 駐車場の整備
- ・ 自転車駐車場の整備
- ・ 連続立体交差事業
- ・ 歩行者空間を創出する街路の整備
- ・ 電線共同溝整備事業
- ・ 沿道の土地利用を促進する街路の整備
- ・ その他中心市街地の活性化に効果の高い事業

中心市街地へのアクセスの向上又は中心市街地内の通過交通を排除することで歩行者空間の創出や移動の利便性・快適性の向上等により中心市街地の活性化に資する以下の事業であり、その全部が中心市街地の区域外に存するもの。

- ・ 中心市街地へのアクセスを向上させる幹線街路、公共交通機関を支援する街路、交通結節点、パークアンドライド等駐車場・自転車駐輪場等の整備
- ・ 中心市街地の通過交通を排除するなどの、中心市街地の交通円滑化に資する街路の整備、連続立体交差事業
- ・ その他中心市街地の活性化に効果の高い事業

#### (3) 補助率

1/2 等

### 3. 問合せ先

国土交通省 都市・地域整備局 街路課

phone 03-5253-8111(内線 32-845) fax 03-5253-1592